

平成30年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成30年度11月補正予算等関係)

商工労働部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年11月定例会 議案説明資料目次

商工労働部

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件名	課名	頁
議案第1号	平成30年度鳥取県一般会計補正予算(第6号)		
	1 補正予算説明資料	(総括表) 立地戦略課 企業支援課 雇用政策課 産業人材課	1 2 3 5 6
	2 歳入歳出事項別明細書		7
	3 節の明細		10
	4 債務負担行為に関する調書	企業支援課他	11

【予算関係以外】

議案番号	件名	課名	頁
議案第30号	公の施設の指定管理者の指定(とっとりバイオフロンティア)について	産業振興課	12
議案第34号	地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標の制定について	産業振興課	16

【補正予算】

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
【一般会計】								
立地戦略課	7,119,511	62,900	7,182,411				62,900	
雇用政策課	1,174,781	6,500	1,181,281				6,500	
産業人材課	1,032,199	24,736	1,056,935				24,736	
一般会計合計	18,144,803	94,136	18,238,939				94,136	
説明								
【立地戦略課】	働くぞ！頑張る企業を応援する鳥取県雇用促進事業						62,900	
【企業支援課】	[制度創設]平成30年度燃油高騰対策特別金融支援事業 (債務負担行為)AI・IOTを活用した新市場創出促進事業(生産性革命)							
【雇用政策課】	労働移動緊急対策事業						6,500	
【産業人材課】	企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金 (債務負担行為)高機能加工機訓練施設警備業務委託 (債務負担行為)高機能加工機訓練施設電気工作物保安全管理業務委託 (債務負担行為)県立産業人材育成センター庁舎機械警備業務委託						24,736	
【鳥取県立鳥取ハローワーク】	(債務負担行為)よなご若者サポートステーション機械警備業務委託							

平成30年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

立地戦略課 (内線7664)

1目 工鉱業総務費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
働くぞ!頑張る企業を応援する鳥取県雇用促進事業	339,700	62,900	402,600				62,900	
トータルコスト	345,262	62,900	408,162	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.7人	0.0人	0.7人	申請書の審査・奨励金の交付手続				
工程表の政策目標(指標)	県外企業の誘致推進: 県外からの新規誘致を実現する 県内企業の新增設の促進: 県内企業の新增設の増加を図る							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内企業の雇用確保を支援するため、新規に雇用を行った企業立地認定事業者等に奨励金を支給する。

2 主な事業内容

事業名	支給対象事業主	支給対象労働者	支給額
正規雇用創出奨励金	次の事業等を行う事業主 ①企業立地補助金の認定 ②企業立地促進法に基づく立地計画の承認 ③情報通信関連雇用事業補助金の認定 ④コンテンツ・事務管理関連雇用事業補助金の認定	以下の条件を満たす者。 ・雇用保険の被保険者 ・県内在住 ・所定労働時間が週30時間以上 ・1年以上雇用 ・雇用期間の定めがない	50万円/人 ※1人当たり年20万円以上の経費を要する高度な人材育成を行った場合は70万円/人 ※平成28年9月以前の認定企業は100万円/人
大量雇用創出奨励金	情報通信関連雇用事業補助金の認定を受けた事業主 ※同一労働者について、正規雇用創出奨励金との併給は不可	以下の条件を満たす者。 ・雇用保険の被保険者 ・県内在住 ・所定労働時間が週20時間以上 ・1年以上雇用	50万円/人 ※平成27年3月以前の認定企業は70万円/人

○企業の積極的な設備投資を受け、雇用創出奨励金の支給人数が当初の見込みを上回ったことに伴う増額補正。

(単位:千円)

事業名	現計予算額	補正額	合計
正規雇用創出奨励金	265,500 (33社、313人)	58,700 (17社、64人)	324,200
大量雇用創出奨励金	74,200 (2社、106人)	4,200 (2社、7人)	78,400
計	339,700	62,900	402,600

3 これまでの取組状況、改善点

○平成21年度の制度創設以来、延べ599社、4,604人分の奨励金を支給(平成30年10月末時点)。

○県内の雇用情勢の変化を踏まえ、現在は両奨励金とも新規認定を廃止している。

平成30年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

1項 商業費

3目 金融対策費

企業支援課 (内線: 7658)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔制度創設〕 平成30年度燃油高騰対策特別金融支援事業	0	0	0				0	
トータルコスト	0	0	0	(補正に係る主な業務内容) 制度設計、関係機関との調整、周知説明、補助金審査、支払い				
従事する職員数	0.0人	0.0人	0.0人					
工程表の政策目標 (指標)	資金調達の円滑化: 中小・零細企業の資金繰り環境の円滑化を図るための資金制度の構築・運営							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要 原油価格の上昇に伴い、レギュラーガソリンの県内平均小売価格は1リットル当たり155.3円(H30.11.5時点)と高止まりが続いており、中小企業者の経営を圧迫している。そのため、燃油価格高騰に起因する融資に係る利子相当額を補助することにより、当該資金を利用する中小企業者の負担軽減を図る。</p> <p>2 事業内容 市町村が地域経済変動対策資金(平成30年度燃油価格高騰対策枠)を利用する中小企業者の平成31年1月以降の利子負担(借換資金に係る部分を除く)に対し補助する場合、最長3年間、市町村の補助に要する経費の1/2を補助(間接補助)する。 ※暦年(1月~12月)の利子負担を当該年度の補助対象とするため、平成30年度11月補正予算で制度創設し、平成31年1月以降の利子負担に係る補助については平成31年度以降に予算措置予定である。</p> <p>〈参考〉地域経済変動対策資金(平成30年度燃油価格高騰対策枠)の概要</p>								
融資対象者	燃油価格の高騰により影響を受けた中小企業者等で、次のいずれかの要件を満たす者 ア 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比べ5%以上減少している者 イ 最近1か月間の売上高等が前年同月の売上高等に比べ5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比べ5%以上減少することが見込まれる者 ウ 最近1か月の売上総利益率(売上総利益(損失)÷売上高)又は営業利益率(営業利益(損失)÷売上高)が前年同月と比べ減少している者							
資金の用途	運転資金、設備資金、借換資金(借換資金は、運転資金又は設備資金に併せて行う場合に限る。)							
融資限度額	2億8千万円							
融資期間	10年(うち据置3年)以内							
融資利率	年1.43%(最優遇金利を適用(変動金利))							
保証料率	0.23~0.68%							
取扱期間	平成30年6月8日から平成31年3月31日申込受付分まで							

平成30年度一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

2項 工鉱業費

企業支援課 (内線7658)

2目 中小企業振興費

(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備 考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) AI・IOTを活用した新市場創出促進事業 (生産性革命)	0	債務負担行為額 10,716	債務負担行為額 10,716				債務負担行為額 10,716	
トータルコスト	0	1,589	1,589	(補正に係る主な業務内容)				関係団体との連絡調整、委託契約、研究会運営等
従事する職員数	0.0人	0.2人	0.2人					
工程表の政策目標(指標)	県内企業の競争力ある新事業展開と販路開拓等の支援							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県内サービス産業は、高齢化、人口減少等を背景に人手不足が加速し生産性の向上が急務であり、特に観光関連サービス業ではインバウンド対応等において生産性向上が課題となっている。そこで国予算等を活用して、県内サービス産業に対するAI・IOTインフラを整備し「生産性革命の実現」と「消費拡大」を同時達成する国内最大規模の社会実験を実施する。

2 主な事業内容

(1) 平成30年度実施

① サービスイノベーション研究会の設置等

- ・ 旅館組合等の関係者による研究会を創設して生体認証システムの利活用方法を検討し、全国の見本となる鳥取モデルを構築する。
- ・ 国予算等を活用し、生体認証端末の導入や専門家による説明会を開催する。(～H31)

(2) 平成31年度実施

① 生体認証システムの導入

国予算により開発された生体認証(指紋&静脈)システムをホテル・旅館等のサービス事業者を導入する。

【システム導入数】 約300台(民間等が負担)

② 生体認証システム登録の促進<県・債務負担行為設定>

観光客の生体認証システムへのユーザー登録の促進と社会実験の普及啓発のため、インバウンド向けの「ゆびクーポン」(500円/人)の発行や駅・空港など交通結節点等での広告宣伝等、登録運動の業務の一部を委託する。

【事業費】 10,010千円(委託費)

【ゆびクーポンとは】…生体認証システムへの登録者に付与され、買い物で使えるクーポンのこと

③ 情報連携プラットフォームを活用した経営改善セミナー等開催<県・債務負担行為設定>

- ・ 国予算により開発された情報連携PF(プラットフォーム)を活用し、宿泊業などのサービス事業者に対して経営改善・経営革新に繋がるデータ活用の仕組みを構築する。
- ・ データ利活用についてのセミナーを開催し、経営改善・経営革新計画が策定できる人材育成を実施する。

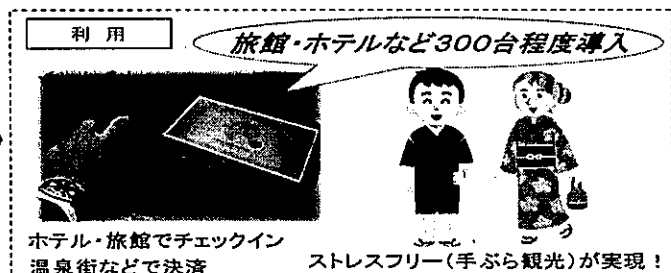
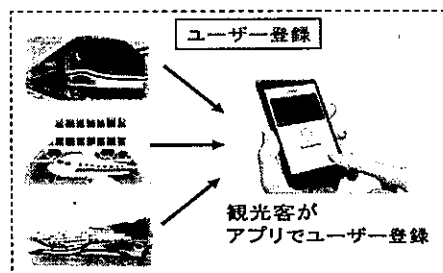
【情報連携PFとは】…気象・消費・人流・宿泊データ等をビッグデータ化し、人工知能で半年先までの売上や消費動向等を予測するもの

【事業費】 706千円(セミナー開催に係る報償費、特別旅費)

<事業効果及び事業イメージ>

社会実験で用いる生体認証システムは、旅館業法の「旅券の提示・保管」などの規制について唯一の緩和されたICT機器であるTouch&Payシステムを活用。指紋と静脈による認証で精度は900億分の1。指にクレジットカード・パスポート等の情報が登録され、指をタッチし決済・認証する仕組み。

- ・ 生体認証システムを活用した迅速なチェックインにより、旅館業での生産性が飛躍的に向上する。併せてストレスのない観光地としての魅力アップに資する。
- ・ 人工知能を活用した売上等の予測のほか、無駄のない仕入れ等、経営改善や労務管理が容易となり、おもてなし向上等の付加価値向上のための取組に余剰労務を活用できる。
- ・ 「ゆびクーポン」の発行に伴う登録ユーザーの購買意欲向上により、消費拡大が期待される。



平成30年度一般会計補正予算説明資料

5 款 労働費
1 項 労政費
1 目 労政総務費

雇用政策課 (内線: 7229)
(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
労働移動緊急対策事業	11,750	6,500	18,250				6,500	
トータルコスト	14,928	6,500	21,428	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.4人	0.0人	0.4人	労働移動受入奨励金の支給事務				
工程表の政策目標(指標)	-							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

企業の再編、縮小等に伴う人員削減により離職する労働者を正規雇用した県内企業に対して労働移動受入奨励金を支給し、企業間の労働移動を支援し、雇用の維持・安定を図る。

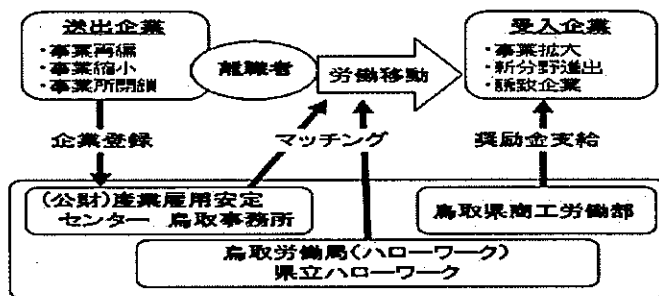
2 主な事業内容

県内の食品製造会社が事業を廃止し、別法人に全事業を譲渡するとともに、全従業員も譲渡先企業が受け入れる事案が発生したことから、失業なき労働移動を奨励するため、労働移動受入奨励金を増額補正する。〔対象従業員数 63名(正規雇用受入)〕

予算額		補正前	執行見込み	差引不足額
		11,750千円	18,250千円	6,500千円
内訳	新規分	250千円×26人	250千円×63人	
	継続分	250千円×5人 500千円×8人	250千円×10人	

【制度の概要】

- ① 対象となる離職者
(公財)産業雇用安定センターに移籍支援登録をした企業の離職予定者でハローワーク等に求職登録している者
- ② 対象となる送出企業・受入企業の業種
鳥取県地域産業活性化基本計画の集積業種(31業種)など県が認めた業種
⇒ 電子部品・デバイス・電子回路製造業、食料品製造業、情報サービス業など
- ③ 奨励金の額 1人あたり50万円(6ヶ月ごとに25万円)
- ④ 支給要件
 - <送出企業の要件>
 - 事業縮小等により30人以上の離職者を発生させる企業で次のいずれかに該当する企業
 - ・最近3か月の生産量等が 前年同期に比べ概ね10%減少している。
 - ・最近3か月の雇用保険被保険者数が、前年同期に比べ増加していない。
 - <受入企業の要件>
 - 送出企業と経済的に独立した事業所で、対象離職者をハローワーク等の紹介で正規雇用する事業所
 - 雇入れの日の6か月前～正規雇用から1年経過後までに事業主都合の解雇がないこと



3 これまでの取組状況、改善点

大手電機製造企業の事業再編等に伴い、離職者の県内での円滑な労働移動を促すため、平成24年度に制度を創設し、これまでに255人の県内での労働移動を奨励してきた。

これまでの実績(H30.11.1現在)

年度	奨励金支給人数	送出企業認定社数
H24	0人	9社
H25	41人	14社
H26	107人	8社
H27	52人	13社
H28	37人	2社
H29	15人	1社
H30	3人	1社
計	255人	48社

平成30年度一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費
 2 項 工鉱業費
 1 目 工鉱業総務費

産業人材課 (内線: 7223)
 (単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起 債	そ の 他	一般財源	
企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金	42,000	24,736	66,736				24,736	
トータルコスト	46,767	24,736	71,503	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.0人	0.6人	補助金交付事務等				
工程表の政策目標 (指標)	—							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

鳥取県企業立地等事業助成条例に基づく企業立地等事業補助金の認定企業を対象に、新規雇用者に対して研修を行う際の研修経費を助成することで、企業立地の促進による雇用機会の創出を図る。

2 主な事業内容

<増額の理由>

当初の予定より企業からの交付申請が増加したことにより、補助金所要額が増加する見込となったため。

<事業概要等>

対象企業	企業立地等事業補助金の認定企業のうち、正規雇用者数が以下の要件を満たす企業 (1) 企業立地事業補助金の認定企業 製造業：10人以上 (県内中小企業にあっては3人) 情報処理・提供サービス業：20人以上 ソフトウェア業、自然科学研究所等：技術者等5人以上 (2) 情報通信関連雇用事業補助金の認定企業 情報処理・提供サービス業：(1)の要件と同様 ソフトウェア業、自然科学研究所等：(1)の要件と同様 (3) 事務管理部門雇用創出事業補助金の認定企業：5人以上
対象雇用者	企業立地等事業に伴い雇用する新規雇用者 (非正規雇用労働者 (ただし常時雇用労働者であること) は新規の正規雇用者数を上限とする)
対象経費	講師謝金、指導者人件費、受講料、テキスト・教材費、会場借上料 等
補助金額	(1) 対象経費の1/2 上限：平成28年度以前に認定された企業・・・60万円/人 平成29年度に新規認定された企業・・・50万円/人 (2) 対象研修期間：雇用の日から1年以内

※今回の補正予算対応の対象となる案件は平成28年度以前の既認定分

3 これまでの取組状況・改善点

<補助金の対象となった研修受講者数の推移 (延べ人数) >

H25	H26	H27	H28	H29	H30 (10月末時点実績)	平成30年度 (見込)
81人	149人	205人	240人	263人	172人	287人

平成30年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(商工労働部)

(単位:千円)

款項目	5款 労働費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	うち商工労働部			1項 労政費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	276,573		276,573	250,188		250,188	146,502		146,502	
2 給 料	198,952		198,952	168,344		168,344	91,824		91,824	
3 職 員 手 当 等	101,546		101,546	84,788		84,788	46,248		46,248	
4 共 済 費	110,976		110,976	100,112		100,112	56,096		56,096	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金										
8 報 償 費	169,642	6,500	176,142	169,422	6,500	175,922	76,675	6,500	83,175	
9 旅 費	33,619		33,619	27,022		27,022	20,096		20,096	
費用弁償	13,906		13,906	9,564		9,564	7,832		7,832	
普通旅費	5,431		5,431	3,611		3,611	1,553		1,553	
特別旅費	14,282		14,282	13,847		13,847	10,711		10,711	
10 交 際 費	50		50							
11 需 用 費	43,276		43,276	41,349		41,349	17,551		17,551	
12 役 務 費	21,861		21,861	18,844		18,844	13,432		13,432	
13 委 託 料	875,799		875,799	875,691		875,691	591,231		591,231	
14 使用料及び賃借料	116,090		116,090	114,421		114,421	88,582		88,582	
15 工 事 請 負 費	17,673		17,673	17,673		17,673				
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	13,590		13,590	13,490		13,490	20		20	
19 負担金、補助及び交付金	150,705		150,705	141,839		141,839	78,093		78,093	
20 扶 助 費	323		323	323		323				
21 貸 付 金										
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料										
24 投資及び出資金										
25 積 立 金	193,096		193,096	193,096		193,096	193,096		193,096	
26 寄 付 金										
27 公 課 費	69		69	69		69				
28 繰 出 金										
予 備 費										
計	2,323,840	6,500	2,330,340	2,216,671	6,500	2,223,171	1,419,446	6,500	1,425,946	
財 源 内 訳	国 庫	913,392		913,392	913,392		913,392	447,097		447,097
	地 方 債	7,000		7,000	7,000		7,000			
	そ の 他	88,993		88,993	88,993		88,993	45,328		45,328
	一 般 財 源	1,314,455	6,500	1,320,955	1,207,286	6,500	1,213,786	927,021	6,500	933,521

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費									
	1目 労政総務費			うち商工労働部						
	節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬	146,502		146,502	84,743		84,743	48,735		48,735	
2 給 料	91,824		91,824	382,600		382,600	218,082		218,082	
3 職 員 手 当 等	46,248		46,248	192,700		192,700	109,839		109,839	
4 共 済 費	56,096		56,096	172,536		172,536	108,459		108,459	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賞 金										
8 報 償 費	73,457	6,500	79,957	411,135	62,900	474,035	407,003	62,900	469,903	
9 旅 費	18,334		18,334	71,248		71,248	39,672		39,672	
費用 弁 償	7,832		7,832	13,350		13,350	9,021		9,021	
普 通 旅 費	1,553		1,553	43,974		43,974	19,842		19,842	
特 別 旅 費	8,949		8,949	13,924		13,924	10,809		10,809	
10 交 際 費				200		200	100		100	
11 需 用 費	17,551		17,551	55,162		55,162	20,667		20,667	
12 役 務 費	13,432		13,432	52,209		52,209	26,360		26,360	
13 委 託 料	553,511		553,511	857,750	12,000	869,750	325,162		325,162	
14 使用料 及 び 賃 借 料	88,582		88,582	154,775		154,775	23,202		23,202	
15 工 事 請 負 費				93,424		93,424				
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	20		20	3,100		3,100	3,000		3,000	
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金	72,537		72,537	12,279,656	34,736	12,314,392	11,151,637	24,736	11,176,373	
20 扶 助 費										
21 貸 付 金				2,975,468		2,975,468	2,965,480		2,965,480	
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金										
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料				131,218		131,218	131,218		131,218	
24 投 資 及 び 出 資 金				1,500		1,500	1,500		1,500	
25 積 立 金	193,096		193,096							
26 寄 付 金										
27 公 課 費										
28 繰 出 金				8,662		8,662	8,662		8,662	
予 備 費										
計	1,371,190	6,500	1,377,690	17,928,086	109,636	18,037,722	15,588,778	87,636	15,676,414	
財 源 内 訳	国 庫	439,750		439,750	481,676		481,676	102,641		102,641
	地 方 債				2,576,000		2,576,000	2,518,000		2,518,000
	そ の 他	45,328		45,328	865,288		865,288	634,821		634,821
	一 般 財 源	886,112	6,500	892,612	14,005,122	109,636	14,114,758	12,333,316	87,636	12,420,952

(単位:千円)

款 項 目							商工労働部 合 計			
	2項 工総業費									
				1目 工総業総務費						
節 別	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	
1 報 酬	24,873		24,873	16,988		16,988	299,105		299,105	
2 給 料	49,738		49,738	49,738		49,738	386,426		386,426	
3 職 員 手 当 等	25,051		25,051	25,051		25,051	194,627		194,627	
4 共 済 費	44,929		44,929	43,958		43,958	208,571		208,571	
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金										
7 賃 金										
8 報 償 費	378,323	62,900	441,223	341,050	62,900	403,950	576,425	69,400	645,825	
9 旅 費	15,812		15,812	6,363		6,363	67,082		67,082	
費用 弁 償	4,282		4,282	1,495		1,495	18,653		18,653	
普 通 旅 費	6,486		6,486	4,333		4,333	23,773		23,773	
特 別 旅 費	5,044		5,044	535		535	24,656		24,656	
10 交 際 費							100		100	
11 需 用 費	8,058		8,058	5,491		5,491	62,814		62,814	
12 役 務 費	9,974		9,974	6,003		6,003	45,722		45,722	
13 委 託 料	260,067		260,067	77,017		77,017	1,200,853		1,200,853	
14 使用料及び賃借料	6,877		6,877	4,307		4,307	138,229		138,229	
15 工 事 請 負 費							17,673		17,673	
16 原 材 料 費										
17 公 有 財 産 購 入 費										
18 備 品 購 入 費	3,000		3,000				16,490		16,490	
19 負担金、補助及び交付金	8,835,035	24,736	8,859,771	6,451,475	24,736	6,476,211	11,304,901	24,736	11,329,637	
20 扶 助 費							323		323	
21 貸 付 金	2,770,801		2,770,801				2,982,616		2,982,616	
22 補償、補填及び賠償金										
23 償還金、利子及び割引料	131,218		131,218				131,218		131,218	
24 投資及び出資金							309,801		309,801	
25 積 立 金							193,096		193,096	
26 寄 付 金										
27 公 課 費							69		69	
28 繰 出 金	8,662		8,662				8,662		8,662	
予 備 費										
計	12,572,418	87,636	12,660,054	7,027,441	87,636	7,115,077	18,144,803	94,136	18,238,939	
財 源 内 訳	国 庫	59,283		59,283	37,302		37,302	1,016,033		1,016,033
	地 方 債	2,518,000		2,518,000			2,525,000		2,525,000	
	そ の 他	420,074		420,074	1,165		1,165	740,950		740,950
	一 般 財 源	9,575,061	87,636	9,662,697	6,988,974	87,636	7,076,610	13,862,820	94,136	13,956,956

節 の 明 細

項 目		金額(千円)等
7款 商工費		
2項 工 鉱 業 費		
1目 工 鉱 業 総 務 費		
負担金、補助 及び交付金	・鳥取県企業立地等事業による新規雇用者研修費補助金	24,736

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調査

追加分

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	国庫支出金 千円	特 定 財 源	一 般 財 源	
							地方債 千円	その他 千円	
平成30年度 AI・IOTを活用した新 市場創出促進事業費	千円 10,716			平成31年度	10,716				10,716
平成30年度 高機能加工機訓練施 設整備業務委託	343			平成31年度から 平成32年度まで	343	171			172
平成30年度 高機能加工機訓練施 設電気工作物保安管 理業務委託	372			平成31年度から 平成32年度まで	372	185			187
平成30年度 県立産業人材育成セ ンター庁舎機械整備 業務委託	564			平成31年度	564				564
平成30年度 よなご若者サポートス テーション機械整備業 務委託	515			平成31年度から 平成33年度まで	515				515

条 例 名 等	公の施設の指定管理者の指定（とっとりバイオフロンティア）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 とっとりバイオフロンティア</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市若葉台南七丁目5番1号 公益財団法人鳥取県産業振興機構 代表理事理事長 中山 孝一</p> <p>(3) 指定の期間 平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）</p> <p>(4) 理由 とっとりバイオフロンティアの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県産業振興機構を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法：指名</p>

とっとりバイオフィロンティア指定管理候補者の選定について

商工労働部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり、とっとりバイオフィロンティア（以下「バイオフィロンティア」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者（指名）

公益財団法人鳥取県産業振興機構（鳥取市若葉台南七丁目5番1号）代表理事理事長 中山 孝一

2 指定期間

平成31年4月1日から平成36年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

441,710千円（債務負担行為額441,710千円）

〔参考〕単年度委託料の額 平成31年度 : 87,698千円

平成32年度以降 : 88,503千円

4 選定理由

バイオフィロンティアの指定管理者の指定に当たっては、審査委員会において上記法人につき総合的に審査した結果、これまで県と連携してバイオ産業振興に取り組んできた実績に加え、充実した専門スタッフの配置や、鳥取大学とっとり創薬実証センターと連携した研究開発支援、さらには高校生・高専生を対象とした次世代人材育成支援など新たなサービス提供も予定されており、さらなるバイオ産業集積に向けた成果発現も期待されることから、産業振興機構を指定管理候補者とすることが適当である。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
田島 正喜（委員長）	公立鳥取環境大学環境学部環境学科 教授
宮脇 利之（副委員長）	中国税理士会鳥取支部 税理士
小椋 理佳	米子商工会議所女性会理事
中福 優子	一般社団法人鳥取県薬剤師会理事 薬剤師
池田 一彦	鳥取県商工労働部経済産業振興監

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会：平成30年6月12日（木）

産業振興機構を指名団体とすること、及び審査要項・審査項目（案）につき了承を得る。

イ 第2回審査委員会：平成30年10月16日（火）

面接審査後、産業振興機構が提案した事業計画の採点を行うとともに、産業振興機構を引き続き、指定管理候補者とすることにつき了承を得る。

(3) 審査基準

番号	審査基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 （指定手続条例第5条第1号）	○管理の基本的な考え方の適合性 （施設設置目的の理解、管理運営の方針等）	配点なし （必須）
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 （指定手続条例第5条第2号）	○施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 （サービスの向上策と利用促進、バイオ人材の育成等） ○管理の基準 （開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開等） ○施設設備の維持及び衛生管理の水準 ○事故・事件の防止措置、緊急時の対応 ○利用者等の要望の把握	50点

3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	○収支計画及び見積り内容	16点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	○法人等の財政基盤、経営基盤 ○組織及び職員の配置等 ○現在の施設職員の継続雇用に関する方針 ○関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 ○法人等の社会的責任の遂行状況 (障がい者雇用、男女共同参画推進企業、ISO 又は TEAS の認証 等) ○当該施設の管理運営状況の実績評価	34点

(4) 審査結果 (面接審査及び書類審査)

※点数は審査委員会出席委員5名の平均である。

番号	審査基準 (配点)	審査結果	主な審査意見
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること(適/不適)。	適	○設置目的をよく理解しており、管理運営方針も適切である。 ○入居企業の発展的転出を地域関係者と協調しながら促進していくことも、今後期待したい。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること(50点)。	39.3点	○大学生、高専生等を対象とした人材育成プログラムの提供等、次世代バイオ人材育成推進に向けた前向きな提案は評価できる。 ○サービス向上や利用促進に向け、利用者の要望に応じて改善に努める姿勢が認められる。 ○化学物質の取扱いに関して、巡回指導及びリスクアセスメント研修等を実施する等、適切な措置がとられている。 ○鳥取大学染色体工学研究センター及びとっとり創薬実証センターと定期的な連絡会開催等によって連携強化を図る等、バイオ産業集積に向けた取組強化に努める姿勢は評価できる。 ○開放機器の利用料金設定方法等、利用者にとって使いやすいものとなるよう継続的に見直しを図っていただきたい。
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること(16点)。	10.2点	○開放機器の自己メンテナンスを実施する等、経費節減に向けた対策が図られている。
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること(34点)。	22.3点	○専門的知識・経験を有する者が配置されており、入居企業支援やバイオ人材育成等、きめ細かなサービス提供に向けた体制が整備されている。 ○今後、環境配慮にかかる社会的責任への一層の取組み(ISO 又は TEAS 認証等)を期待する。
総合評価(100点)		71.8点	

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容

○サービス向上策、利用者の総合支援

- ・バイオ技術に精通した職員を配置し、企業と大学、研究機関との共同研究の推進に向けたコーディネートを実施
- ・各種研究資金の活用、知的財産、販路開拓支援等による研究成果の実用化・事業化支援
- ・県外に専門家を配置し、バイオ関連産業の市場動向の把握や県外企業への共同研究の利用促進を図るための企業訪問の実施
- ・鳥取大学染色体工学研究センター及びとっとり創薬実証センターとの定期的な連絡会等による研究連携強化
- ・最先端の実験分析機器に機器担当職員を配置し、機器使用をサポート

- ・動物管理責任者等の専門職員を配置し、入居者への動物飼育に関するサービスの提供
- ・全国的な関係学会やシンポジウム等での施設周知による、入居率・開放機器の利用率の維持向上の促進
- ・インターネットを活用した機器利用予約管理システム等を活用し、開放機器利用の利便性を向上
- ・施設利用者へのアンケート等による利用者ニーズに対応したサービス提供 等

○バイオ人材の育成

- ・企業等を対象とした染色体工学技術等バイオ関連技術に関する基礎講座や実技研修を実施
- ・次世代バイオベンチャーを目指す者等を対象とした、バイオ産業に打って出るためのバイオビジネスに関する研修を実施
- ・企業等毎のニーズに即した人材育成メニューの提供
- ・将来のバイオ人材育成に向け、高専生や高校生を対象としたプログラム（出前講座等）を実施 等

(2) 施設設備の維持管理及び衛生管理、施設の安全管理

- ・遺伝子組み換え実験安全委員会の設置、実験の事前審査による適正な実験管理
- ・安全管理規程に基づいた実験動物の逸走防止等、緊急時の対応整備
- ・化学物質の管理規則や取扱ルールを定めるとともに化学物質管理委員会を設置し、白衣等の防護服等の着用徹底などの具体的な目標を定め、巡回指導、リスクアセスメント研修等を実施 等

(3) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。

開館時間 9：00から17：00まで

休館日 日曜日、土曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日から1月3日まで）

※開館時間外及び休館日の利用について必要と認める場合は事前申請により利用を許可する。

(4) 利用料金の設定、減免

開放機器の利用料金を一部改定する。なお、従前の施設利用料及び減免事項（商工団体、離職者の創業、入居者等）は現行どおりとする。

【主な改定内容】

- ・機器メンテナンス及び機器予約システムのセキュリティ強化等へ対応するための料金改定（1機器1時間（又は1日）の利用料金単価：[改訂前] 100円→[改訂後] 110円）
- ・利用者の利便性向上のため、複数の開放機器を同時に利用する際のパッケージ料金を設定

(5) 経費削減のための取組

- ・5年間の継続期間を前提とした再委託契約における複数年契約
- ・開放機器の自己メンテナンス実施 等

(6) 組織及び職員の配置等

- ・県外コーディネーターを配置し、企業訪問による共同研究促進やバイオ関連産業の市場動向把握
- ・最先端の実験分析機器に機器担当職員を配置し、機器使用のサポート
- ・動物管理責任者等の専門職員を配置し、入居者への動物飼育に関するサービスの提供 等

<p>条 例 名 等</p>	<p>地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標の制定について</p>
<p>提 出 理 由 及 び 概 要</p>	<p>1 提出理由 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）が達成すべき業務運営に関する目標を定めるため、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、センターの中期目標を定めようとするものである。</p> <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> （※地方独立行政法人法に規定される中期目標制度の概要） ・中期目標は、法人が計画を作成する際の指針として設立団体の長（知事）が定めることとされており、制定に際しては、評価委員会から意見を聴取するとともに、議会の議決を経て定める。変更の場合も同様である。 ・中期目標制定後の流れは、以下のとおりである。 ①センターは、県が指示する中期目標の達成に向けた計画（中期計画）を作成する ②県は、評価委員会の意見を聴取した上で中期計画を認可する </p> <p>2 中期目標の概要</p> <p>(1) 基本的な考え方</p> <p>①引き続き、センターは「企業のホームドクター」としての機能充実、発揮に努めること ②センターは鳥取県経済成長創造戦略をはじめとする県推進施策に積極的に貢献すること ③今期中期目標期間終了時見込評価（平成30年9月定例県議会報告）に位置づけた課題、改善事項に対応すること （※）今期のセンター中期目標の設定期間：H27.4.1～H31.3.31（4年間） ④中期目標の達成に向けた検証サイクルを有効に機能させるため、KPI（重要業績評価指標）を設定すること</p> <p>(2) 中期目標の期間 平成31年4月1日～平成35年3月31日（4年間）</p> <p>(3) 規定項目（※以下の下線部分は新たに規定した主な項目・内容）</p> <p>I 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項</p> <p>①県内企業の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援 ・技術的課題解決のための技術相談 ・製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための機器利用、依頼試験・分析 ・新事業の創出、新分野進出のための支援 ・<u>生産性向上のためのIoT・AI・ロボット等先端技術の実装支援</u> ・<u>グローバル需要獲得のための支援（HACCP、EMC等国际規格認証取得支援）</u></p> <p>②鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発 ・企業の収益力向上を目指す実用化研究（短期的視点での研究） ・未来の経済・産業発展に貢献する基盤的研究（中長期的視点での研究） ・知的財産権の積極的な取得と成果の普及</p> <p>③鳥取県で活躍する産業人材の育成 ④県内外機関との連携支援体制の構築（県内機関、国研）産業技術総合研究所等県外機関との連携 ⑤積極的な情報発信、広報活動</p> <p>II 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>①機動性の高い業務運営（任期付、クロスアポイントメント制度活用等、多様な人材確保） ②職員の意欲向上と能力発揮（センターにおけるコーディネート型・プロデューサー型人材の育成）</p> <p>III 財務内容の改善に関する事項</p> <p>①予算の効率的運用 ②自己収入の確保 ③提供サービス向上に向けた剰余金の有効活用（老朽化した施設・機材の計画的更新、企業ニーズの高い機器整備）</p> <p>IV その他業務運営に関する重要事項</p> <p>①内部統制システムの構築と適切な運用 ・法人運営における内部統制の強化（地方独立行政法人改正法に対応した内部統制の推進） ・法令遵守及び社会貢献 ・情報セキュリティ管理と情報公開の徹底 ・労働安全衛生管理の徹底（職員のメンタルヘルスケアの推進）</p> <p>②環境負荷の低減と環境保全の促進 ③災害等緊急事態への対応（BCP（事業継続計画）策定等）</p>

- (※)「IoT」:「Internet of Things」の略であり、世の中の様々な物体(モノ)に通信機能を持たせることにより、離れた“モノ”の状態を知り操作することのできる技術
- (※)「AI」:「Artificial Intelligence」の略であり、人間の知的能力をコンピューター上で実現する技術
- (※)「HACCP」:「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品の製造工程における国際的な品質管理システム
- (※)「EMC」:「Electro-Magnetic Compatibility(電磁両立性)」の略であり、複数の電気・電子機器が同じ電磁的環境に混在しているとき、お互いに悪影響を及ぼさずに正常な動作を行うための機能
- (※)「クロスポイントメント」:研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発等に従事することを可能にする制度

(4) 設定 K P I

中期目標では以下8項目をK P Iとして設定する。K P I毎の指標水準(目標とする数値)についてはセンターが中期計画の中で設定し、各K P Iの達成状況や取組状況などを踏まえながら、県は毎年度のセンター業務実績評価を行う。

- ①企業訪問件数 ②センター利用企業の満足度 ③技術移転件数
- ④知的財産権の出願件数及び実施許諾件数
- ⑤研究開発プロジェクト件数(取組件数、うち独自技術確立件数)
- ⑥人材育成メニューの充実(参画企業数・参画者数、育成者数)
- ⑦県内外機関との連携支援プロジェクト件数(センターが主体的に組成するもの)
- ⑧外部資金の新規獲得件数

【参考1 / 今期中期目標期間終了時見込評価に位置づけた課題、改善事項】

(※平成30年9月定例県議会報告資料より、以下抜粋)

- 今後の課題(次期中期目標期間にセンターが取り組むべき主な方向性)
 - ・ 県内企業ニーズが高まっているIoT・AI・ロボット等先端技術を活用した取組を支援すべく、当該技術の実装支援拠点機能を整備するとともに、拠点機能の発揮により県内企業の生産性向上に貢献すること。
 - ・ センターが提供するサービス向上をより一層図っていくため、センター内人材も自前主義に陥ることなく、クロスポイントメント制度の活用など、県内外の支援機関や企業等から技術支援・人材確保を図っていく取組の推進を期待する。
 - ・ 海外市場展開を目指す業種や企業も増加しつつあり、各種製造品国際規格認証の取得支援についても機能強化を図ること。

【参考2 / 今期中期目標期間における主な成果】

- 小規模事業者との取引関係に強みを有する県内3信用金庫と連携協定を締結し、これまでセンター利用がなかった事業者に対し合同企業訪問を行うなどしながら、利用促進を図ったこと等により利用企業が大幅増加した。
 - (→小規模事業者の登録数は197社に増加、機器利用等件数は前期比1.4倍)
- プロジェクト型研究会(医療機器、素形材、食品開発等)の設置・運営等により、技術移転件数が増加した。
 - (→目標指標比1.5倍、知的財産出願件数の増)
- オーダーメイド型研修などの人材育成メニューを拡充し、参加者数が大幅増加した。
 - (→参加者数は前期比2倍)
- 外部資金獲得により自己収入額確保に努め、財務内容が改善した。
 - (→自己収入額前期比10%増)
- 広域首都圏輸出製品技術支援センターとの連携体制確保(関東圏域外公設試験研究機関では唯一)により、県内企業の製造品海外認証規格支援を開始した。
 - (→火災検出器の海外認証規格について県外専門家から支援を受け海外販路拡大に貢献 等)

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター中期目標

基本的な考え方

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「センター」という。）は、平成19年4月以降、地方独立行政法人として10年以上にわたり、「企業のホームドクター」として活動を続けてきた。その間、平成20年の米国リーマン・ショック後に発生した日本たばこ産業株式会社米子工場の閉鎖、鳥取三洋電機株式会社及び日立金属株式会社鳥取事業所の事業再編など、長きにわたり県内の基幹的製造業としての役割を担ってきた主要企業再編に伴う県内産業構造の転換、さらには日EU経済連携協定やTPP11協定（環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定）の締結など、県内企業を巡る経済・競争環境が大きく変化する中であって、県内唯一の工業系試験研究機関としての役割及び使命を認識した上で、継続的に県内企業ニーズの把握、及びセンターが提供すべき支援機能の充実、発揮に努めてきた。

特に第3期中期目標期間（平成27～30年度）においては、積極的な企業訪問によりセンター利用企業数も着実に増加しつつあり、多くの県内企業の研究・製品開発のサポートにつなげている。また、IoT（※）技術導入や次世代デバイス開発など企業ニーズが高まりつつある成長分野に対応した人材育成事業を展開するとともに、機動性高いプロジェクト型研究会（企業とともに実証試験や試作等を重ねる研究会をいう。以下同じ）の導入など、企業ニーズに沿った新たな取組も進みつつある。結果として県内企業への技術移転件数が大幅に増加するなど、県内企業の技術力向上や利益確保に貢献してきたところである。

（第3期中期目標期間における主な成果）

- 小規模事業者との取引関係に強みを有する県内3信用金庫と連携協定を締結し、これまでセンター利用がなかった企業に対し合同企業訪問を行うなどしながら、利用促進を図ったこと等により、センター利用企業が大きく増加した。（小規模事業者の登録数は197社に増加、機器利用等件数は第2期中期目標期間（平成23～26年度）比1.4倍に増加）
- プロジェクト型研究会（医療機器、素形材、食品開発等）の設置・運営により、技術移転件数が増加した。（センターが定めた目標指標比1.5倍、知的財産出願件数の増）
- オーダーメイド型研修などの人材育成メニューを拡充し、参加者数が第2期比の2倍に増加した。
- 外部資金獲得により、自己収入額が第2期比で10%増加した。
- 関東圏域外公設試験研究機関では唯一となる広域首都圏輸出製品技術支援センターとの連携体制確保により、県内企業の製造品海外認証規格支援を開始し、火災検出器の海外認証規格について県外専門家から支援を受けるなど、海外販路拡大に貢献した。

しかしながら、課題もある。第4次産業革命進展に伴うパラダイムシフトを背景に、県内企業においても、IoT・AI（※）・ロボット等の技術導入による生産性向上を図る動きやニーズが活発化していることから、当該技術の実装及び人材育成支援に向け、更なる拠点機能の整備・発揮が求められる。加えて、県内企業を巡る技術進化が加速していることと併せ、国際経済状況も大きく変動しつつあり、自前主義によるサービス提供には自ずと限界があることから、県内外関係支援機関とのより一層の機能連携を図りながら、センターによる提供サービスの質をさらに高めていく必要がある。

また、県内有効求人倍率の上昇（平成26年平均：1.09倍→平成30年9月：1.64倍）や全国的な高齢化・人口減に伴う生産年齢人口減少を背景として、県内企業が直面する「人手不

足・人材不足の深刻化」などの経営課題も、現実問題として強く顕在化しつつある。このような中、県内GDP（県内総生産）の2兆円達成（平成32年度目標）への道筋を確かなものとするべく、平成30年3月に鳥取県経済成長創造戦略を策定したところであり、鳥取大学発の世界的技術「染色体工学技術」等を活用したバイオ関連産業、グローバル市場展開への期待も高まる県内の農林水産資源関連ビジネスなどの戦略的推進分野に加え、成長3分野（自動車・航空機・医療機器）など、これまで官民一丸となって築き上げてきた成長の萌芽を、研究開発や人材育成等を通じながら付加価値に転換していくことが不可欠である。

このようなことから、第4期中期目標期間においては、これまで同様に「企業のホームドクター」としての機能充実、発揮に努めるとともに、特に以下の点に留意しながら、各種取組を推進していくことを求める。

- ・鳥取県経済成長創造戦略をはじめとする県施策推進に積極的に貢献すること
- ・IoT・AI・ロボット等先端技術（第4次産業革命関連技術）の実装支援機能を整え、県内企業の生産性向上に貢献すること
- ・各種サービス（技術支援、研究開発、人材育成）提供に際しては、センターが主体性を発揮しながら県内外の関係支援機関との機能連携を図った上で、具体的支援を行うこと

さらに、理事長のリーダーシップのもと、県内企業ニーズを機敏に捉えつつ柔軟かつダイナミックな組織・事業運営に取り組むなど、地方独立行政法人としての機能を最大限活用しながら県内企業の技術力向上、利益確保に貢献することを強く期待して、次のとおり第4期中期目標を定める。

なお、本中期目標規定項目の着実な遂行、達成に向け、PDCAサイクル（※）を有効に機能させるため、KPI（重要業績評価指標）を併せて定めることとし、センターは中期計画（※）の中でKPI毎の目指すべき指標水準を設定しなければならない。その際、以下のKPI設定意図をよく踏まえ、適切な指標水準を設定するとともに、その達成に努めなければならない。

- ・KPIは数字を追うことが狙いではなく、達成による成果発現を期待するものであること
- ・過去のセンター実績数値にこだわることなく、同様な活動を行う他法人の実績等も踏まえ、適切な指標水準を設定すること
- ・本中期目標で設定したKPIに加え、センター独自でのKPIを追加設定することも可能であること

（※）「IoT」:「Internet of Things」の略であり、世の中の様々な物体(モノ)に通信機能を持たせることにより、離れた“モノ”の状態を知り操作することのできる技術

（※）「AI」:「Artificial Intelligence」の略であり、人間の知的能力をコンピューター上で実現する技術

（※）「PDCAサイクル」:Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことにより、事業・経営管理などの管理業務を継続的に改善していく手法

（※）「中期計画」:県が定めた中期目標に従い、センターが策定する中期目標期間における事業計画

I 中期目標の期間

中期目標の期間は、平成31年4月1日から平成35年3月31日までの4年間とすること。

II 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 県内企業の製造技術・品質向上、新技術開発への技術支援

県内産業の発展には、中小製造業の技術力の向上、品質の信頼性の確保、新たな技術開発への挑戦といった産業活力が大きな力となる。これらを実現するため、県内企業が抱える技術的な課題を最大限に解決していくための技術支援体制を強化し、利用企業の満足度向上に向けた各種取組を推進すること。

【KPI①】企業訪問件数

積極的な企業訪問を通じ、利用企業（新規利用を含む。）の裾野拡大を図るとともに、企業現場ニーズの把握と課題解決等を推進していくことが重要であることから、本指標を設定する。

なお、訪問意図（新規利用企業開拓、企業の課題解決等）を明確化した訪問件数を評価対象とするものであることに留意すること。

【KPI②】センター利用企業の満足度

技術相談や依頼試験等サービスに係る満足度を把握し、企業ニーズに応えるサービスの改善、提供を行っていくことが重要であることから、本指標を設定する。

なお、利用企業から意見を伺うなど「満足」とする内容を明確化するように留意すること。

(1) 技術的課題解決のための技術相談

県内企業が抱える技術的課題に関する技術相談を着実に行うことができる体制を整え、適切なアドバイスや情報提供等を行うこと。そのため、センター職員による対応に加え、関連する支援機関や大学等との連携も十分活用しながら、技術課題へのきめ細かな対応力を強化すること。

また、積極的な企業訪問により県内企業が抱える技術課題を把握するとともに、新たな利用企業を開拓するなど利用企業の裾野拡大を図ること。

(2) 製品の品質安定化・性能評価、新技術開発のための機器利用、依頼試験・分析

中小企業、特に小規模事業者においては、より厳しい品質基準や高性能化等に対応した機器や人材を確保することが困難であることから、これらに対応する試験・分析機器の計画的な整備、提供する試験・分析メニューの充実、サービス提供時間や手続等の継続的な改善など、効率的な支援体制を整備するとともに、技術支援内容の質的向上を図ること。

そのため、常に利用状況や企業ニーズを把握し、必要な機器、試験・分析メニューを維持、追加するとともに、老朽化した機器設備の更新、稼働率の低い機器設備の処分等もその必要性を検討の上、適切に実施すること。

また、センターが地方独立行政法人として発足して以降、機器利用等に係る支援件数は増加傾向にあるが、センターにおける技術スタッフの配置や他の技術支援機関との連携などを組み合わせながら、引き続き効率的かつ効果的な支援に取り組むこと。

(3) 新事業の創出、新分野進出のための支援

新規事業の立ち上げ又は新製品開発を目指す県内企業等に、インキュベーション（※）施設などの研究開発の場を提供し、研究開発途上で生じた諸課題の解決に向け技術支援を実施すること。

また、関係機関と連携し、関連する市場動向や販路などの情報提供を含めた総合的な支援にも取り組むこと。

（※）「インキュベーション」：設立して間もない新企業に公的機関等が経営技術、資金や人材など提供しながら、育成すること

(4) 生産性向上のためのIoT・AI・ロボット等先端技術の実装支援

県内企業ニーズが高まっているIoT・AI・ロボット等先端技術を活用した取組を支援すべく、とっとりIoT推進ラボ(※)や県内外関係機関と連携しながら、当該技術の実装支援拠点機能を整備するとともに、拠点機能の発揮により県内企業の生産性向上に貢献すること。

(※)「とっとりIoT推進ラボ」:地域課題の解決及び地域産業の生産性向上に向けたIoTプロジェクトを支援するため、経済産業省から地域選定を受け、平成29年11月に設立した組織である。平成30年10月現在、85団体・企業が参画している。

(5) グローバル需要獲得のための支援

海外市場展開を目指す業種や企業が増加しつつあることから、県内企業のグローバル需要獲得については収益力向上を図るため、情報収集や県内企業への情報発信を行うこと。

また、引き続きHACCP(※)等の食品認証取得支援に取り組むほか、EMC(※)関連規格やCEマーク(※)等製造品国際規格認証の取得支援についても、第3期中期目標期間において連携体制を構築した広域首都圏輸出製品技術支援センターに加え、独立行政法人日本貿易振興機構等の県内外関係機関と連携して取り組むこと。

(※)「HACCP」:「Hazard Analysis and Critical Control Point」の略であり、食品の製造工程における国際的な品質管理システム

(※)「EMC」:「Electro-Magnetic Compatibility(電磁両立性)」の略であり、複数の電気・電子機器が同じ電磁的環境に混在しているとき、お互いに悪影響を及ぼさずに正常な動作を行うための機能

(※)「CEマーク」:「Conformite Europeenne」の略であり、販売・流通する工業製品がEU加盟国の安全基準を満たしていることを示すマーク

2 鳥取県の経済・産業の発展に資する研究開発

【KPI③】技術移転件数

【KPI④】知的財産権の出願件数及び実施許諾件数

企業収益確保につながる研究開発を行い、その成果を実用化するとともに、成果の権利保護を図っていくことも重要であることから、本指標を設定する。

【KPI⑤】研究開発プロジェクト件数(取組件数、うち独自技術確立件数)

企業への技術移転はもとより、より経済効果の高い研究成果を創出していくためにも、企業等関係機関とともに取り組む研究開発プロジェクト(大型プロジェクト、共同研究、受託研究)を推進していくことが重要であることから、本指標を設定する。

(1) 企業の収益力向上を目指す実用化研究(短期的視点での研究)

実用化研究の推進に際しては、企業ニーズや国・県等の施策、市場動向を的確に把握し、県内企業への短期的な技術移転と実用化に加え、企業の収益確保を常に意識しながら、各種取組を推進すること。

その際、センター単独での実施が困難な研究や研究成果の実用化等については、強みと意欲を有する県内企業、大学、農林水産系公設試験研究機関等と連携しながらプロジェクト型の共同研究として積極的に取り組むとともに、共同研究の実施に当たっては、センターがリーダーシップを発揮しながらプロジェクトをけん引すること。

また、企業等から要請のあった技術開発については、センターが取り組むことによって開発に向けた課題の解決が促進され、関係企業のみならず県内産業界に広く受益が及ぶものについて、受託研究として取り組むこと。

さらに、研究テーマの設定に際しては、企業ニーズに応じた内容とするとともに、鳥取県経済成長創造戦略において位置づけた戦略的推進分野に加え、EV・自動運転支援システム等の次世代自動車技術や、精密加工技術等を有した県内製造業による医療機器開発などの成長3分野(自動車・航空機・医療機器)、豊富な農林水産資源を活用した高付加価値な食品開発分野、さらにはIoT・AI技術導入による生産性向上を目指した取組など、県内企業の競争力強化及び新たな事業展開に

結びつく研究テーマを積極的に設定すること。加えて、県内の重要な基盤的産業である電機・電子、機械・金属分野等の高度化、グローバル需要の獲得、さらには地域の強みを活かしながら新事業創出を目指した研究にも取り組むこと。

なお、研究推進に際しては、研究テーマの設定から研究成果に関する事後評価まで、外部専門家の意見も取り入れながらPDCAサイクルを回していくこと。その際、市場動向や今後の県内産業界の動向、さらには技術移転の可能性についても考慮した上で、研究テーマ及び研究継続の決定や、必要な研究費の配分等を行うこと。加えて、得られた研究成果は関係者に広く周知し、研究成果の普及と技術移転を推進すること。

(2) 未来の経済・産業発展に貢献する基盤的研究（中長期的視点での研究）

新産業創出を目指したシーズ開発、今後成長が見込まれるものの県内企業による独自の取組が困難と考えられる技術分野など、中長期的な視点での戦略的かつ基盤的な研究開発（以下「基盤的研究」という。）について、将来的な国内外の経済・産業動向や県内の技術動向などをよく見据えながら、各種取組を推進するとともに、鳥取県経済成長創造戦略など県や国の政策動向をよく考慮した上で、研究テーマ設定を行うこと。

また、基盤的研究によって得られたシーズや成果については、高付加価値な製品開発や新事業・新産業創出に向け、県内企業への技術移転を前提とした実用化研究へと発展させること。

なお、基盤的研究の推進に際しては、競争的資金等の外部資金を積極的に活用すること。

(3) 知的財産権の積極的な取得と成果の普及

研究着手段階から知的財産権の取得、及び県内企業への実施許諾を行うことを強く意識しながら研究に取り組む、その成果により取得した知的財産権を積極的に公開し技術移転を進めるなど、効果的な知的財産創出サイクルを確立すること。

なお、知的財産権の取得に当たっては、弁理士等の知的財産専門家を活用して新規性や活用の見込みについて十分検討するとともに、成果の普及においても関係機関と十分連携して取り組むこと。

3 鳥取県で活躍する産業人材の育成

【KPI⑥】人材育成メニューの充実（参画企業数、参画者数、育成者数）

県内企業の課題解決を図るには、企業ニーズに応えるきめ細かな人材育成メニューを提供し、高度産業人材をより多く輩出していくことが重要であることから、本指標を設定する。

企業ニーズの高いオーダーメイド型人材育成メニューの提供など、これまでに培ってきた産業人材育成のノウハウを活かしながら、引き続き積極的に企業内人材等を受け入れるとともに、県内ものづくりの現場において研究開発力や製造技術・商品化手法等の技術力を高め、あらゆる課題解決に積極的に取り組むことができる高度産業人材育成に取り組むこと。

4 県内外機関との連携支援体制の構築

【KPI⑦】県内外機関との連携支援プロジェクト件数（センターが主体的に組成するもの）

提供サービスの質的向上を図るため、センター単独によらず、強みを有する県内外関係機関と連携しながら支援活動を推進していくことが重要であることから、本指標を設定する。

企業の技術開発や事業化を目指した取組を強力に支援するため、自前主義によるサービス提供だけによることなく、公益財団法人鳥取県産業振興機構などの産業支援機関、国立大学法人鳥取大学

などの学術機関、金融機関などの県内機関はもとより、国立研究開発法人産業技術総合研究所や他県公設試験研究機関などの県外機関とも迅速かつ緊密に連携し、センターによる提供サービスの質的向上をより一層図ること。

その際、企業現場の課題を共有し解決策を提供するため、センターが主体性を発揮しながら、関係機関との連携支援体制を構築すること。

5 積極的な情報発信、広報活動

県内企業の技術開発及び生産活動を支援するため、ホームページや各種広報媒体を活用するとともに、講習会やセミナー、研究発表会等の開催を通じて、センターの技術的知見や最新の技術情報等について、積極的かつ効果的に情報発信すること。

また、これまでセンターの利用実績がない企業等へのPRに加え、他機関と連携した情報発信など、効果的な手法を活用しながら利用企業の増加に努め、センターの利用拡大を図ること。

III 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 機動性の高い業務運営

理事長のリーダーシップのもと、迅速な意思決定に基づく機動性の高い業務運営を行うこと。そのためには、社会情勢や企業ニーズなどセンターを取り巻く環境の変化に応じて絶えず点検・見直しを行い、質の高い的確なサービスを県内企業へ提供できる運営体制とすること。

職員の配置に際しては、本県産業の将来像と今後の技術動向を見据え、中長期的な視点に基づいた職員採用に努めるとともに、県内産業界の状況に対応した組織・職員配置を的確に行うこと。

その際、必要に応じて技術スタッフを配置するほか、センター職員も自前主義に陥ることなく、任期付職員の採用、企業からの研究員派遣、クロスアポイントメント制度（※）の活用など、県内外の支援機関や企業等から迅速に技術支援・人材確保を図っていく取組を推進すること。

さらに、センターが取り組む目標や責務について、職員の共通認識を図るとともに、鳥取・米子・境港3施設間における情報の共有化についても徹底すること。

このような業務運営による実績は、センター評価委員会（※）意見を踏まえ知事が評価し、その評価結果を役員報酬（退職手当を含む。）に反映させること。

（※）「クロスアポイントメント制度」：研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発等に従事することを可能にする制度

（※）「センター評価委員会」：地方独立行政法人法の規定に基づき、知事の附属機関として設置されるものであり、センターの業務実績評価案について意見を述べる等の役割を有している

2 職員の意欲向上と能力発揮

県内企業の技術的課題の解決、技術移転を意識した研究開発の推進を行う人材の育成を継続的に行うとともに、関係機関と連携したプロジェクト実施に際しては、センターが主体性をもって時代の変化に的確に対応した研究活動・支援活動を推進するため、センター内におけるコーディネート型人材・プロデュース型人材の育成に取り組むこと。

その際、職員の能力や志向等踏まえながら、国立研究開発法人産業技術総合研究所や大学など研究開発機関や学術機関等への職員派遣など、多様な人事交流制度を活用すること。

また、客観性・透明性の高い職員評価を行うとともに、評価結果を勤勉手当、昇給、昇進、職員配置等に反映させ、継続的に職員のレベルアップに繋げること。

IV 財務内容の改善に関する事項

【KPI⑧】外部資金の新規獲得件数

財務の安定化に加え、研究開発資金や企業ニーズの高い機器設備の整備など、提供サービスの質的向上に向け、外部資金を積極的に獲得していくことが重要であることから、本指標を設定する。

1 予算の効率的運用

運営費交付金（県から毎年度センターへ交付）を充当して実施する業務（臨時的経費及び職員人件費を除く。）については、期間開始前に示す基準に沿って、毎事業年度において経費抑制を行うとともに、事務処理の簡素化・効率化、施設・設備の有効利用の徹底、外部委託の活用など、業務運営の効率化と経費抑制を目的とした見直しを恒常的に実施すること。

また、センターの業績に応じたインセンティブとして、業績評価に基づき増減させる算定ルールを適用する。

なお、経費抑制に当たっては、利用企業等へのサービスを低下させることのないよう努めること。

2 自己収入の確保

県内企業等の機器利用や依頼試験への積極的な対応や、知的財産権の効果的な取得・活用によって実施許諾を推進するとともに、企業や大学等との共同研究等による競争的資金等外部資金の積極的な獲得に努め、運営費交付金以外の収入を確保すること。

なお、知的財産権の実施許諾に伴う使用料収入額のうち、センターと職員間における配分については、知的財産関係法令等に基づいて設定したルールを遵守すること。

3 提供サービス向上に向けた剰余金の有効活用

経営努力により生じた剰余金については、研究開発の推進、機器・設備の充実等によって提供するサービスの質的向上を図るため、計画的かつ有効に活用すること。

V その他業務運営に関する重要事項

1 内部統制システムの構築と適切な運用

(1) 法人運営における内部統制の強化

理事長のリーダーシップのもと、地方独立行政法人法に規定された内部統制（平成30年4月1日改正法施行により規定）の推進及び充実を図るとともに、センター内での業務・組織運営に係るPDCAサイクルを徹底すること。

(2) 法令遵守及び社会貢献

法令遵守はもとより、職員は全体の奉仕者としての自覚に立ち、職務執行に対する中立性と公平性を常に確保し、県民から疑惑や不信を招くことのないよう努めること。特に、研究成果やデータ等の不正を惹き起こさない環境づくりに努め、公設試験研究機関としての対外的な信頼性を確保すること。

また、法令遵守や適切で安全な設備の使用・管理等に関して、職員に対する研修を継続的に実施するとともに、確実な実施に向けた組織体制の整備を行うこと。

さらに、県民とともに歩む組織として、地域イベントや奉仕活動への参加などの社会貢献に取り組むとともに、関係法令の規定に基づき、障がい者や高齢者など、多様な人材確保と活用を図る

こと。

(3) 情報セキュリティ管理と情報公開の徹底

個人情報や企業からの相談や研究等の依頼など職務上知り得た情報について守秘義務を徹底すること。特に、企業が有する独自技術やノウハウについては、その取扱いを慎重に行うこと。

また、電子媒体等による情報管理についても、職員への教育を徹底し、漏洩防止に万全を期すること。

情報公開関連法令等の規定に基づく事業内容や組織運営状況等の情報公開についても、適切に実施すること。

(4) 労働安全衛生管理の徹底

職員が安全で快適な試験研究環境において業務に従事できるよう、十分に配慮すること。

また、安全管理体制の徹底を図るとともに、規程の整備や職員への安全教育を実施するなど、労働安全衛生関係法令等を遵守すること。

さらに、産業医による職場巡視や職員のメンタルヘルスケアの推進等、働きやすい環境づくりに向け、継続的に職場環境の改善に取り組むこと。

2 環境負荷の低減と環境保全の促進

業務運営に際しては、環境に配慮した運営に努めるとともに、研究活動の実施、施設・設備、物品等の購入や更新等に際しては省エネルギーやリサイクルの促進に努め、環境負荷を低減するための環境マネジメントサイクルを確立し、継続的な見直しを実施すること。

3 災害等緊急事態への対応

地震、風水害等の災害や事故等の緊急事態が発生した場合のリスクを最小限とするため、BCP（事業継続計画）を策定すること。

また、緊急事態が発生した場合に、迅速な情報伝達・意思決定など適切な初動対応ができるよう、連絡体制や責任者を明確化するとともに、定期的に訓練を実施すること。

